令和８年度　学校いじめ防止基本方針

香取市立香取小学校
令和８年４月１日改訂

１　いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する小学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法　第２条）と定義する。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されない。

また、学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者等への正確でていねいな説明を行う。

さらに、児童が「いじめを放置しないことを可能にする規律ある学校環境や相談体制」を整える。

２　いじめの形態（具体的な内容）

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なこと、あだ名を言われる。
・仲間はずれ、集団による無視やこそこそ話をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（参考）文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」　平成２９年３月１４日改訂

３　学校いじめ対策組織の設置と校内体制

生徒指導部会を核とした学校いじめ対策組織を設置し、以下の取組を実施する。

（１）学校いじめ防止基本方針を策定する。
（２）学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
（３）「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
（４）学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
（５）いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、そしてそれらの共有を図る。
（６）いじめの疑いに関する情報があった時の緊急対処方針の決定と、保護者との連携を図る。
（７）構成員は、生徒指導部会を基本とするも（１）の基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表も構成員とし、また（５）の緊急対処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラーをメンバーにする等、柔軟に定める。

４　いじめ防止等のための方針

（１）人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめ

の防止・早期発見に努める。
（2）児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
（3）発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
（4）学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
（5）学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

5　具体的な取組

（1）いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

ア　いじめ防止に向けた取組の年間計画等の作成と見直し
- 学校いじめ防止年間計画の作成と、年度末における見直し
- 教師用チェックシート１・２の作成と活用

イ　道徳教育およびいのちを大切にするキャンペーン等の充実
- 全教育活動を通した道徳教育の推進
- 児童会活動（いじめゼロ集会等）など、児童の自発的な活動の展開
- 自然体験や宿泊体験、仕事体験等の推進
- 人権教育（人権標語、人権教室等）の推進
- 読書活動の推進

ウ　インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
- 情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進
- プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知

エ　教職員研修の推進
- 職員会議でのいじめ防止、児童の問題行動等の共通理解
- いじめの防止等に関する事例研修の実施
- 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
- 教職員による児童を傷つける発言や体罰等の根絶に向けた研修の実施

オ　保護者や地域住民等への啓発活動
- いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
- リーフレット「学校・家庭・地域が一体となったストップいじめ」の配付
- リーフレット「今こそ『いじめゼロ』を目指して」の配付
- 「インターネットに潜む危険性について」（文書）の配付
- 「いじめゼロ宣言」の児童会での採択と周知
- 道徳の授業の一般公開

（2）早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、あそびやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

ア　早期発見のための措置
- 日常的な一人一人への声かけ
- 昼休み等授業時間外の巡視による、児童の人間関係の観察
- 電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携

・生活ノート、連絡帳、日記等に児童及び保護者が記載した内容への丁寧な対応
・児童の悩みや心配事のアンケート調査の実施（年３回：５月、９月、１月）
・定期的な教育相談の実施（年２回：６月、１２月）

イ　相談体制の整備

・教育相談「おはなし週間」の実施（年２回：６月、１２月）
・児童と教職員の豊かな人間関係の構築
・保健室等の相談機能の充実
・「ねえ、聞いてよ、相談箱」の常設
・いじめについて「話す勇気」の指導
・児童の「SOS の出し方」の指導
・児童の相談記録等、情報の教職員への共通理解
・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先の周知
　香取小　℡５７－３０８２　担当：教頭、生徒指導主任、養護教諭
・保護者や地域住民への学校外の相談体制の啓発
　参考）香取市「ほっとダイヤル」及び「いじめメール相談」
　　＜教育委員会対応＞電話番号　５０－１２８８

（３）いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル（フロー版・冊子版）」に従って組織的に対応する。

ア　いじめの認知

・いじめの疑いについての初期情報の把握
　保護者や地域住民等からの相談先
　学校電話番号　５７－３０８２

イ　初期対応

①　学校いじめ対策組織で初期対応の方針の決定
②　教育委員会への報告と連携
③　いじめられている児童及びその保護者への方針説明
④　事実関係を明確にする調査
⑤　初期支援（指導）

ウ　二次対応

⑥　情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
⑦　保護者への報告と支援・助言

エ　長期対応

⑧　関係児童の心のケア
⑨　再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

オ　重大事態発生時の関係機関との連携

参考）　重大事態とは、（いじめ防止対策推進法・第２８条より）
（ア）いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めたとき
（イ）いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

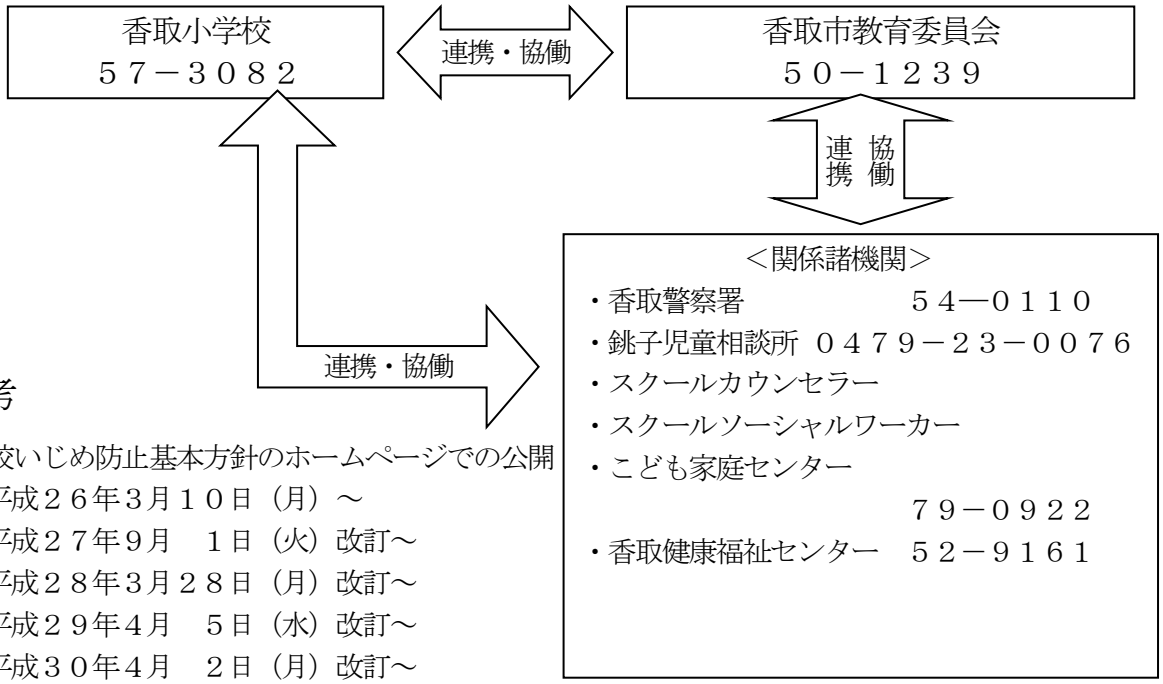

６　備考

（１）学校いじめ防止基本方針のホームページでの公開
平成２６年３月１０日（月）～
平成２７年９月　１日（火）改訂～
平成２８年３月２８日（月）改訂～
平成２９年４月　５日（水）改訂～
平成３０年４月　２日（月）改訂～
※千葉県いじめ防止基本方針（最終改定 平成２９年１１月１５日）を受けて改訂
平成３１年４月　４日（木）改訂～
令和　２年４月　１日（水）改訂～
令和　３年４月　１日（木）改訂～
令和　４年４月　１日（金）改訂～
令和　５年４月　３日（月）改訂～
令和　６年４月　１日（月）改訂～
令和　７年４月　１日（火）改訂～
令和　８年４月　１日（水）改訂～

（２）学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。
（３）その他いじめの防止等に関する措置